

健移発 0305 第 2 号
令和 2 年 3 月 5 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長殿

厚生労働省健康局難病対策課
移植医療対策推進室長
(公印省略)

臓器移植及び造血幹細胞移植における新型コロナウイルス感染症への対応について

平素より移植医療の推進に御高配を賜り御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関しては、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和 2 年 2 月 25 日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が策定されるなど、その対策が進められているところです。

こうした中で、現在の感染の発生状況等を総合的に勘案し、臓器移植及び造血幹細胞移植における新型コロナウイルス感染症への対応については、当面の間、下記のとおりといたしますので、貴管内の医療機関等にも周知の上、適切に御対応されるよう御願いします。

また、下記の取扱いは、今後の WHO による公表内容や国内における対応等の状況の変化を踏まえ、適宜改めていく予定であることを申し添えます。

なお、同趣旨の通知を文部科学省高等教育局医学教育課長、公益社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長、一般社団法人日本移植学会理事長、公益社団法人日本医師会会長、一般社団法人日本内科学会理事長、各眼球あっせん機関の長、日本角膜移植学会理事長、日本角膜学会理事長、一般社団法人日本造血細胞移植学会理事長、公益財団法人日本骨髄バンク理事長、日本赤十字社血液事業本部長、一般社団法人中部さい帯血バンク理事長及び特定非営利活動法人兵庫さい帯血バンク理事長にも送付していることを、併せて申し添えます。

記

1. 臓器又は造血幹細胞（以下「臓器等」という。）の提供候補者について「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和2年2月4日健感発0204第1号）による改正後の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省結核感染症課長通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」（以下「別紙」という。）のうち新型コロナウイルス感染症に係る感染が疑われる患者の要件（別紙第7の1（4）感染が疑われる患者の要件）（別添）に該当するかどうかについて、臓器あっせん機関及び骨髓・末梢血幹細胞提供あっせん事業者のコーディネーター等による情報収集を強化すること。
2. 臓器移植を行う場合においては臓器あっせん機関、造血幹細胞移植を行う場合においては移植施設、骨髓・末梢血幹細胞提供あっせん事業者及び臍帯血供給事業者は、提供候補者が上記要件に該当すると判断される場合には、当該候補者の臓器等を移植に用いないこととすること。
3. 上記要件に該当しない場合でも、新型コロナウイルス感染症については未だ不明な点が多いことから、当該候補者の臓器等を移植に用いるかどうかについては、コーディネーター等から提供された情報や臨床所見等を踏まえつつ、移植施設において慎重に判断すること。